公 表 第 11 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長、久留米市教育委員会委員長、久留米市選挙管理委員会委員長 及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年12月26日

久留米市監査委員 田 中 俊 博 久留米市監査委員 塙 秀 二 久留米市監査委員 秋 吉 政 敏 久留米市監査委員 塚 本 篤 行

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 総務部

			指摘事項等	措置状況
指摘事項	務等	臨時職員 等賃金支 給事務	早退による欠勤時間数分の控除額の算 定を誤ったことにより、正当な金額より も過大に支払っているものがある。	直ちに戻入の処理をいたしました。
指摘事項	財務監査	契約事務	軽貨物自動車賃貸借契約の締結について、契約事務規則に定められた契約の相 手方が決定した日から契約締結日までの 期間を大幅に超えて行っているものがあ る。	指摘を踏まえ、平成25年度の軽貨物自動車賃貸借契約の締結については、契約事務規則を遵守し契約の相手方が決定した日から速やかに契約を締結しました。
指摘事項	財務監査	契約事務	軽貨物自動車賃貸借契約において、本市暴力団排除条例の規定に基づく運用として、提出を求めることとなっている暴力団排除条項を記した誓約書の提出がないまま契約が締結されているものがある。	速やかに誓約書の提出を求め、契約書に添付しました。

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 田主丸総合支所

			指摘事項等	措置状況
指摘事項		現金取扱 事務	前年度に指摘したにもかかわらず、有 線放送に係る広告手数料などを、金融機 関に遅れて払い込んでいるものがある。	手数料等の払い込みについては、担当者の みならず複数の職員で当日中の入金を確認す ること、及び毎日定時に入金することなど、 組織として対応するよう体制を改めました。
指摘事項	務	臨時職員 等賃金支 給事務	早退による欠勤時間数分の控除額の算 定を誤ったことにより、正当な金額より も過大に支払っているものがある。	欠勤時間数分の控除額算定誤りによる賃金 の過大支給については、平成25年3月1日 に控除賃金の戻入処理を行いました。
指摘事項	務	燃料・公 用車管理 事務	注油券の管理等について、控え部分に必要事項の記載のないものや、給油所から受領した納品書が添付されていないものがあり、給油に関する検収が不十分となっているものがある。	注油券の控え部分に必要事項の記載のない ものついては、運行日誌の再点検等を行い、 事実を確認の上、補正しました。 納品書が添付されていないものについて は、給油所にて確認を行い、納品書再発行の 上、添付しました。
指摘事項	財務監査		貸植木の賃借に係る契約事務において、請書に、賃貸借期間満了後の物件の取扱いや物件破損時の対応などが記載されていないなど、内容が不十分なものがある。	平成25年度の貸植木賃貸借契約においては、賃貸借期間満了後の取扱いや物件破損時の対応などの項目を加えて契約しました。
意見	事務監査		当総合支所においては、消防法等に基づく防火管理者の選任、消防計画の作成及び消防訓練が行われていないので、速やかに必要な対応をとられたい。	総合支所における防火管理者を選任し、消防計画を作成し消防署へ提出しました。また12月10日に、うきは消防署と合同による消防訓練を実施しました。
意見	財務監査	契約事務	当総合支所の空調機保守点検に関する 業務委託契約において、民法等の規定を 超えて、相手方に有利な取決めとなって いるものや、取決めの内容が不明確な見 の、あるいは誤っているものが多く見られる。このような契約締結の防止のため には、入札又は見積書徴収の段階から、 契約条件を詳細に吟味検討し、それを仕 様書等に反映させるなどして、相手方と 契約条件を明示することが必要であると 考えられるので、事務のあり方について 検討されたい。	新総合支所が平成25年1月4日より供用を開始したことに伴い、旧総合支所に設置していた当該空調機の保守点検業務委託契約は、平成25年度以降、不要となっております。 なお、契約事務のあり方については、ご意見のとおり、入札又は見積書聴取の段階から、契約条件を詳細に吟味検討し、それを仕様書等に反映させ、相手方に契約条件を明示するとともに、契約内容の精査を強化するようにしました。

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 北野総合支所

		指摘事項等	措置状況
指摘事項	財 現金取扱 務 事務 監 査	出納員及び会計職員が使用する認印及 び収納印の届出がなされていない。	出納員及び会計職員が使用する認印及び収納印の届出については、直ちに印鑑票を作成し、会計管理者へ届出いたしました。
指摘事項	財 臨時職員務 等賃金支監 給事務查	遅刻による欠勤時間数分の控除額の算定を誤ったことにより、正当な金額よりも過大に支払っているものがある。	臨時職員賃金の算定誤りにより過大に支給 した賃金については、直ちに賃金の再計算を 行い、過払い分については、平成25年1月 28日に戻入処理を行いました。

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 三潴総合支所

		指摘事項等	措置状況
摘事	財 臨時職員務 等賃金支監 給事務	任用時に交付した辞令書等において、 誤って基本賃金の額に通勤手当相当賃金 を含めた金額を記載しているものがあ る。	任用時に交付した辞令書等につきまして は、監査終了後速やかに訂正し、差し替えを 行いました。 平成25年度につきましても、辞令書等の 基本賃金の額には、通勤手当相当賃金を含め ることなく記載し、事務処理を行っておりま す。